

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続すること。

3. 子育て世帯に対する更なる所得税の減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化に係る保育所施設整備等について、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、地域間格差が生じないよう保育単価表における地域区分を見直すこと。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者の負担や地域の実態を考慮して見直すとともに、家計の主宰者に係る認定基準の明確化について検討すること。

(4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支

援措置を講じること。

- (5) 保育所を運営する者に対し、徴収権限を付与できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 病児・病後児保育事業のうち、病児対応型・病後児対応型については年間延べ利用児童数による区分がなされたところであるが、少人数の区分に対する更なる財政措置を講じること。
- (7) 保育所入所児童の年齢計算の基準日を学校と同一に4月1日とすること。
- (8) 利用者と保育所との直接契約の検討にあたっては、適切な保育の「量」・「質」が担保されるよう十分な財源を確保するとともに、利用者の手続きや保育所の事務負担に配慮すること。
- (9) 幼保連携型認定こども園の幼稚園部分について、保育所同様に公設民営化が可能となるよう制度の見直しを行うとともに、公設の認定こども園の施設整備や運営についても、十分な税財政措置を講じること。
また、利用料金等について、保護者の負担等に配慮し、支援策を検討すること。
- (10) 幼保一元化施設を推進するため、幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。
- (11) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策について

- (1) 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。
- (2) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。
- (3) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

また、大規模児童クラブ（児童数 71 人以上）について、平成 22 年度以降も引き続き財政措置を講じること。

7. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

8. 児童手当の所得制限を見直すなど給付の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、より公平な審査を行うための規定を整備するとともに、支給額の算定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から対象とすること。

9. 父子家庭についても、児童扶養手当や現行の「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する体系的な施策の充実を図ること。

10. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

11. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

12. ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

13. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。

また、里帰り等により県外で受診する場合において、安心して受診できる

体制を構築すること。

14. 出産育児一時金の加算等各種経済対策で講じられた措置については、平成 23 年度以降も継続すること。
15. 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。
16. 病児・緊急預かり対応基盤整備事業について、平成 23 年度以降も継続すること。